

## 規制影響分析書要旨

|                |   |  |
|----------------|---|--|
| 規制の名称          | 派遣労働者に対するキャリアアップ措置  |  |
| 主管部局・課室        | 職業安定局派遣・有期雇用対策部需給調整事業課  |  |
| 関係部局・課室        | —   |  |
| 評価実施時期         | 平成26年3月   |  |
| 規制の新設・改廃の内容・目的 | <p>派遣先で定型的な業務に従事する派遣労働者や短期の雇用契約を締結している派遣労働者をはじめとして、派遣労働者は能力開発の機会が少なく、キャリアアップが図られにくいという課題があることから、派遣労働者に対するキャリアアップ措置が適切に実施されるよう体制を整備がすることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者に対し段階的かつ体系的な教育訓練を実施するほか、希望する派遣労働者に対しては職業生活の設計に関する相談の機会の確保等を行わなければならないこととします。</li> <li>派遣元責任者の責務に教育訓練の実施等に関することを追加することとします。</li> <li>派遣元事業主及び派遣先は、教育訓練の実績について派遣元管理台帳及び派遣先管理台帳に記載しなければならないこととします。</li> <li>派遣先は、同一の事業所に1年以上受け入れている派遣労働者に対し、当該事業所における通常の労働者の募集に係る情報を周知しなければならないこととします。</li> <li>派遣先は、同一の組織単位において3年間受け入れる見込みのある派遣労働者であって継続して就業することを希望する者に対し、当該事業所における労働者の募集情報を周知しなければならないこととします。</li> </ul> <p>上記の内容を法律上義務付け、違反した派遣元事業主は指導・助言、改善命令、事業停止、許可取消の対象とし、違反した派遣先は行政指導等の対象とします。</p> |  |
|                | (根拠条文)  | 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第30条の2、第36条、第37条、第40条の5、第42条   |
| 想定される代替案       | 派遣元事業主及び派遣先は上記のような措置を講じることが望ましい旨を通達等で示し、行政による指導を行うことが考えられます。  |  |
| 想定される費用        | 新設・改廃する規制案  | 代替案  |
| (遵守費用)         | <ul style="list-style-type: none"> <li>派遣元事業主には、キャリアアップ措置が義務づけられることとなり、これを行うための費用が発生します。</li> <li>派遣先には、募集情報を周知するための費用等が発生すると考えられます。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>派遣元事業主にはキャリアアップ措置が義務づけられることとなり、これを行うための費用が発生します。</li> <li>派遣先には、募集情報を周知するための費用等が発生すると考えられます。</li> </ul> |
| (行政費用)         | 講ずべき措置について、派遣元事業主及び派遣先に周知するための費用が発生することになります。また、当該措置を講じない事業主に対して指導・助言等を行うための費用が発生することになります。   | 講ずべき措置について、派遣元事業主及び派遣先に周知するための費用が発生することになります。また、当該措置を講じない事業主に対して指導・助言を行うための費用が発生することになります。   |
| (その他の社会的費用)    | その他社会的費用は特に発生しないものと考えます。  | その他社会的費用は特に発生しないものと考えます。   |

| 想定される便益                    | 新設・改廃する規制案   | 代替案  |
|----------------------------|--|--|
| (国民への便益)                   | 派遣労働者の雇用の安定とキャリアアップが図られ、派遣労働者の保護につながります。また、派遣先での直接雇用の提供の機会が増えることにより、派遣労働者の希望に応じた働き方ができる機会が増えることとなります。  | 代替案においても、派遣労働者のキャリアアップや直接雇用の機会の確保等に一定の効果は期待されますが、法的な義務ではないことから、事業主が十分に実施しないおそれがあります。 |
| 分析結果                       | 改正案は法律上に義務を位置づけ、行政指導等の対象とすることにより、派遣労働者の雇用の安定やキャリアアップにつながるが見込まれ、遵守費用を大きく上回る便益があると考えられます。代替案は法的な義務でないことから、派遣元事業主及び派遣先が十分に実施しないおそれがあるため、改正案の方が適切であると考えます。 |  |
| 有識者の見解その他関連事項              | 本改正案は、「労働者派遣制度の改正について」(平成26年1月29日労働政策審議会建議)を踏まえたものです。  |  |
| 一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件 | 政府は、本改正案の施行後三年を目途として、改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「新法」という。)の施行の状況を勘案し、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしています。               |  |
| 備考                         | —  |  |